

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月7日
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 金上 孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ワールド・リート・オープン（資産成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ワールド・リート・オープン(資産成長型)

ただし、愛称として「ワールド・リートN」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託者である三菱UFJ国際投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*</sup>とします。

なお、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。)

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。)

電話番号: 0120-151034(お客様専用フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ アドレス: <http://www.am.mufg.jp/>

## (5) 【申込手数料】

- 申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、2.7%（税抜2.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。
  - 「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。
- 申込手数料の照会先は販売会社となります。

## (6) 【申込単位】

販売会社が定める単位（当初元本1口=1円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

## (7) 【申込期間】

平成28年3月8日から平成29年3月8日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ニューヨークの銀行の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- オーストラリア証券取引所の休業日

\* 申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社

電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金<sup>\*</sup>を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

\* 申込代金は、申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」という場合があります。）の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」と同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

## (11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

## 申込みの方法

- 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- 取得の申込みのときに「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。(取扱いコースの照会先は販売会社となります。)
- 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款<sup>\*</sup>」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

## 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## その他留意事項

- 金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
- 申込代金には利息をつけません。
- 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

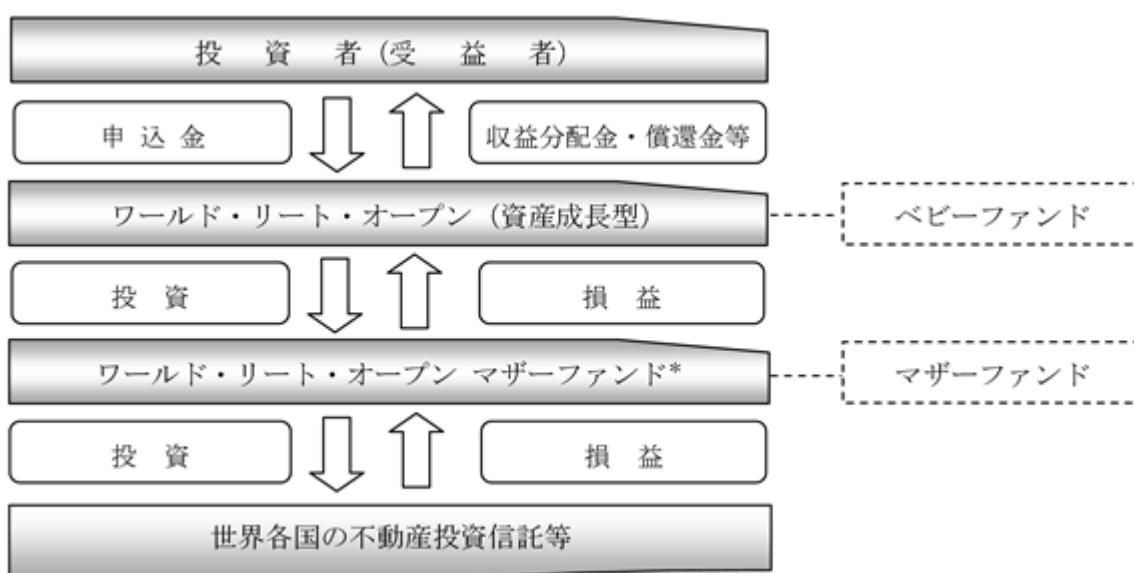
#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファミリーファンド方式<sup>\*</sup>により、安定した収益の確保とともに信託財産の十分な成長をはかることを目的として運用を行います。

\* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



\* 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

###### 信託金の限度額

1,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド	あり
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他		ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
資産複合				

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

## 該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、不動産投信に投資する。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

マザーファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ<sup>\*</sup>の形態で行います。

\* 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

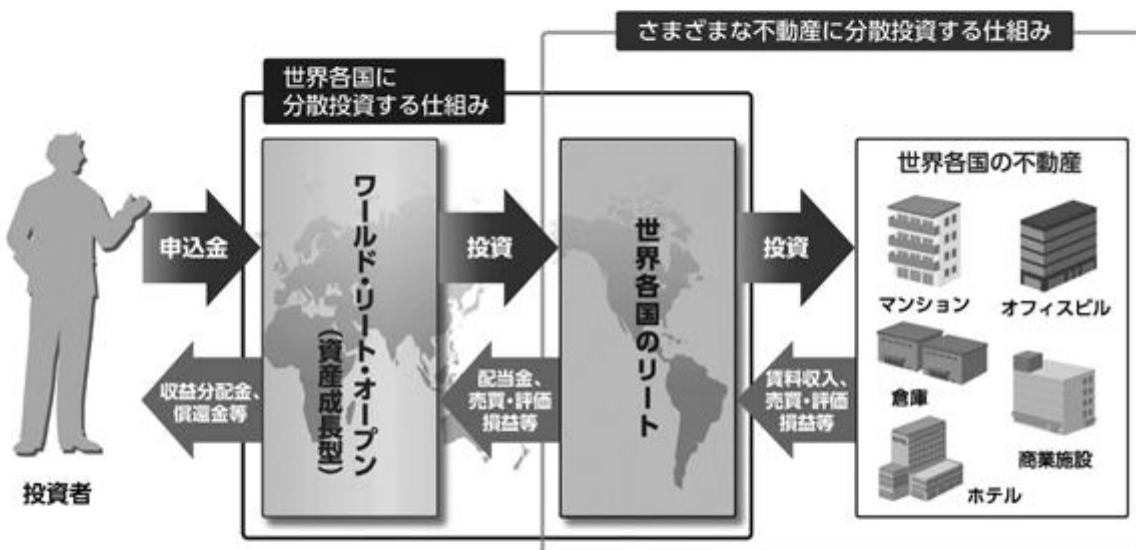
商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

## ファンドの特色

## 特色1

## 世界各国の上場不動産投資信託(リート)に分散投資します。

- ◆世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。



\* 当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

## リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



**好利回り**  
一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



**専門家の不動産運営**  
不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。

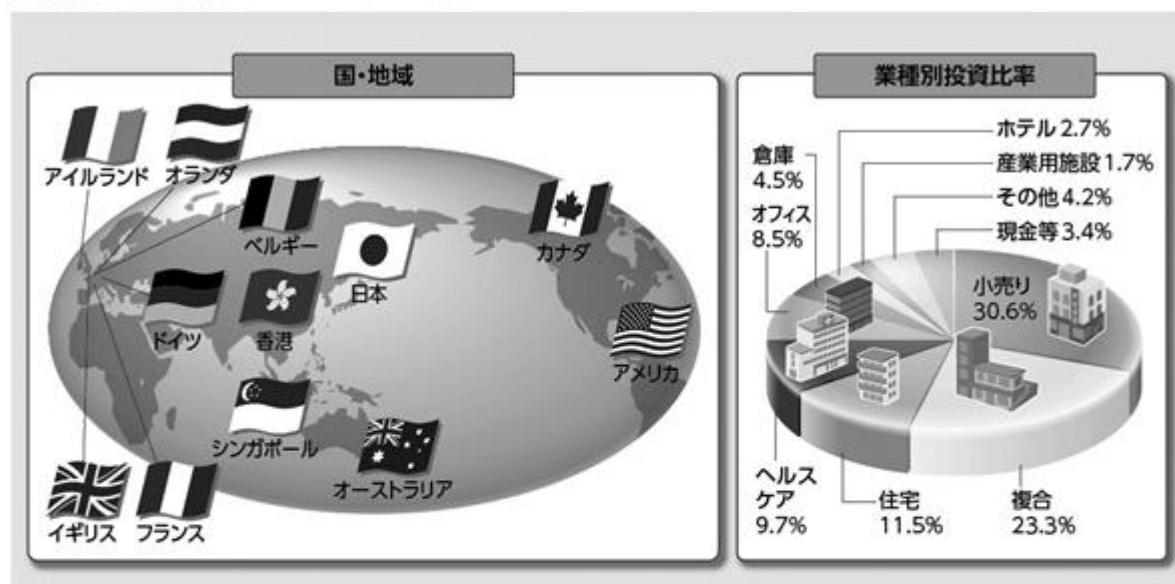


**流動性**  
金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



**不動産投資のリスク分散**  
複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

## ■ 現在の投資先 (2015年12月30日現在)



\*上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。



## MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

### MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

#### ◆ 当ファンドにおける運用体制は以下の通りです。



#### 【MSIM(ロンドン)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに欧洲地域の運用指図に関する権限を委託します。

#### 【MSIM(米国)】

モルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

#### 【MSIM(シンガポール)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにアジア・オセアニア地域(日本を含みます)の運用指図に関する権限を委託します。

#### ◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

##### 【トップダウン(アプローチ)】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

##### 【ボトムアップ(アプローチ)】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

#### ◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり益の獲得を目指します。

##### 【配当利回り】

リートの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リートの価格水準の判断材料の一つとなります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。


**3**

**信託財産の十分な成長に資することに配慮し、収益の分配を行わないことがあります。**

- ◆毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

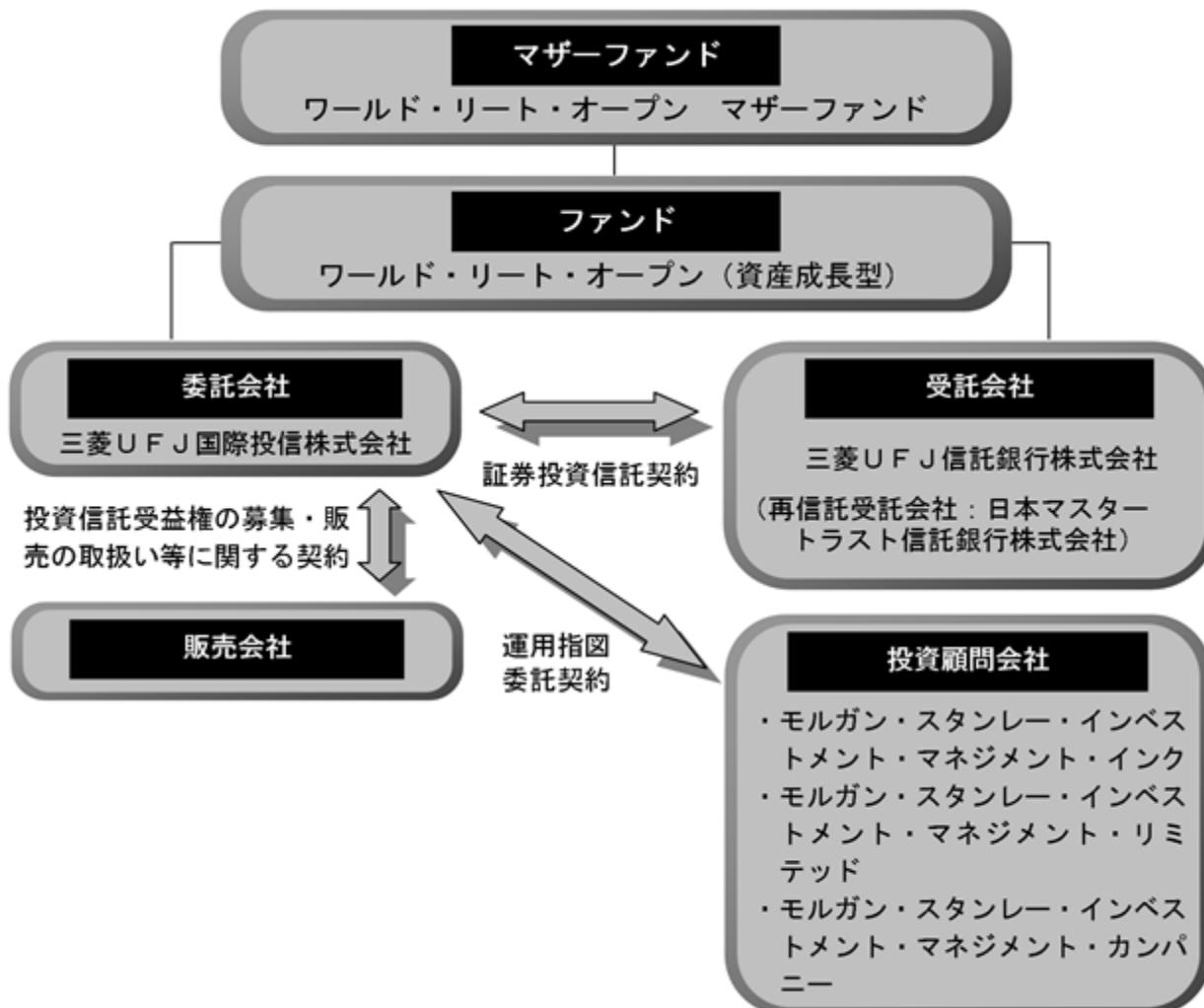
#### (2) 【ファンドの沿革】

平成25年12月11日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から  
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

#### (3) 【ファンドの仕組み】

##### ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a . 委託会社 ( 三菱UFJ国際投信株式会社 )

　ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

b . 受託会社 ( 三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 )

　ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c . 投資顧問会社

( a ) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

　ファンドおよびマザーファンドの資金配分および北米地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。

( b ) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

　ファンドおよびマザーファンドの欧州地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。

( c ) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー

　ファンドおよびマザーファンドのアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。

d . 販売会社

　受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

a . 証券投資信託契約 ( 委託会社と受託会社との契約 )

　証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b . 運用指図委託契約 ( 委託会社と投資顧問会社との契約 )

　運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

c . 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 ( 委託会社と販売会社との契約 )

　受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a . 資本金 ( 平成27年12月末現在 )

　2,000百万円

b . 沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## c. 大株主の状況(平成27年12月末現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	50.97%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.01%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.00%

## d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保とともに信託財産の十分な成長をはかる目的として運用を行います。

## 投資態度

- a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- c. ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- d. 不動産投資信託証券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- g. 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルган・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに委託します。

## 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

## (2)【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

## 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

### 運用の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。)は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- b . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a . 、b . の証券または証書の性質を有するもの
- d . 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- e . 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- f . 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- a . の証券およびc . の証券または証書のうちa . の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引(売戻条件付の買入れ)に限り行うことができるものとします。また、d . の証券およびe . の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形

### 特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa . からd . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

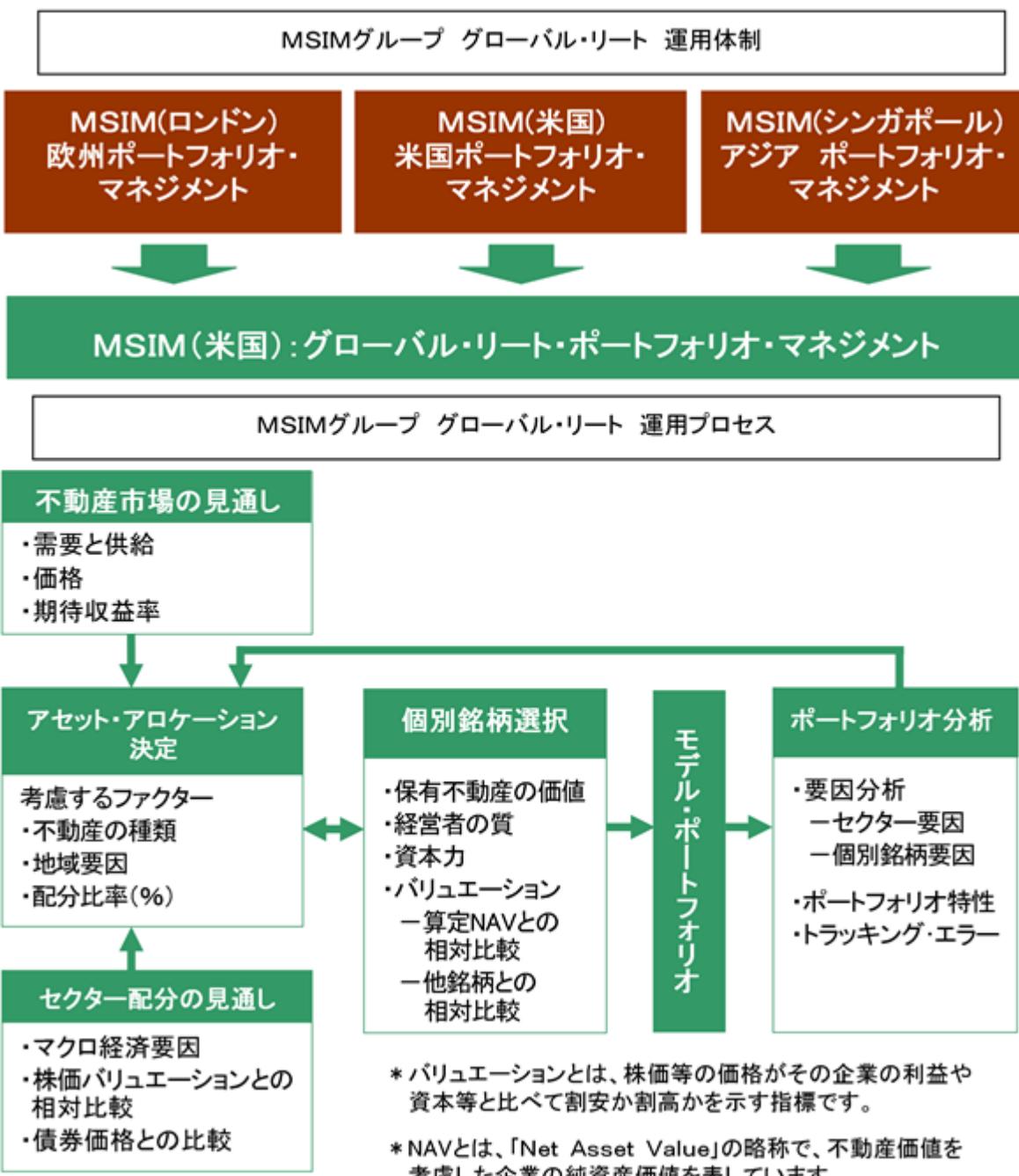
### (3) 【運用体制】

委託会社は、運用の指図に関する権限を、MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)に委託します。

上記3社および委託会社の運用体制は次の通りです。

MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)の運用体制(平成27年12月末現在)

MSIMグループの世界各国での調査情報等を活用した、チーム体制によるリサーチ重視の運用を行います。ポートフォリオ・マネジメント・チームの各地域での運用を、MSIM(米国)が統括します。



## 参考

- MSIMグループ(米国、ロンドン、シンガポール)の運用部門および関連部署の人員体制
- 各投資顧問会社では、ファンド・マネジャーとアナリストからなる運用チームが担当する地域のリサーチを行っています。各投資顧問会社の運用チームは定期的に電話会議等を通じて意見交換を行い情報の共有化に努めています。
  - 運用ファンド毎のガイドラインや個別銘柄の売買規制の遵守を徹底するために、各投資顧問会社のコンプライアンス部は、売買執行前と後にトレード内容のチェックを行っています。

MSIMグループ(米国、ロンドン、シンガポール)の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

a. MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)の3社は、投資顧問会社として以下の各金融当局に登録しており、その監督を受けています。

(a) MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)の3社:

米国SEC(Securities and Exchange Commission)

(b) MSIM(ロンドン):英国FCA(Financial Conduct Authority)

(c) MSIM(シンガポール):シンガポールMAS(Monetary Authority of Singapore)

b. MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)の3社では、以下の監督当局が定める投資顧問業務にかかる法令を遵守することとしています。また、MSIMグループでは、以下の法令を含め、業務に関する様々な法令諸規則を、社内において「業務方針と手続き(policies and procedures)」として定め、コンプライアンス部門がその遵守状況の確認を行っています。

(a) MSIM(米国): Investment Advisors Act of 1940

(b) MSIM(ロンドン): Financial Services and Markets Act 2000/Financial Services Act 2012.

(c) MSIM(シンガポール): Financial Advisers Act (FAA)

委託会社の運用体制(平成27年12月末現在)

a. 運用部門の役割

MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

b. コンプライアンス担当部署の役割

ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

c. リスク管理担当部署の役割

ファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。その評価結果については運用部門および関係各部を通じてMSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)に通知することがあります。

#### 参考

ファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー2名程度で行います。リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40~50名程度で上記業務に当たります。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

(注)組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

## 収益分配方針

毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

## a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

## b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入の中から分配金額を決定しますが、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

## c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

## 収益分配金の交付

## a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

## b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>\*</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

## 収益の分配方式

## a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

## b. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

## (5)【投資制限】

## 信託約款に定める投資制限

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借り入れの指図は行いません。

## マザーファンド受益証券への投資

マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

## 投資信託証券への投資

投資信託証券への実質投資割合は、制限を設けません。

## 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

## 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

## 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

## 外国為替予約取引の指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

## 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令等による投資制限

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

#### - 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

##### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。

##### 3. 投資制限

(1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借り入れの指図は行いません。

(3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドおよびマザーファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。  
(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

##### 価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

##### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

##### 金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

##### 信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

##### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

##### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

##### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

## 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

## その他の主な留意点

### a . 収益分配金に関する留意点

- 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- 投資信託（ファンド）の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので収益分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

b . 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

c . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

### d . リートの構造上のリスク

#### ( a ) リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合には、リートの価格が下落することがあります。

#### ( b ) リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

#### ( c ) リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

#### ( d ) リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

## (e) リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

なお、MSIMグループで投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においてもMSIMグループの投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

## MSIMグループにおけるリスク管理体制

a. MSIMグループでは、パフォーマンス計測および分析、ポートフォリオ・リスクの計測およびモニターを担当する独立した組織である「グローバル・リスク・アンド・アナリシス部門」を設置しています。

同部門は、定期的に詳細なリスク分析を実施します。分析による詳細なレポートは、運用チーム、部門の管理職、部門別のリスク・マネジメント・コミッティに定期的に提出され、問題が発見された場合、リスク・マネジメント・コミッティに報告されます。

## b. リスク・マネジメント・コミッティとは

MSIMグループでは、運用リスクを含むあらゆるリスク要因を確認・検討し、かつそれらリスクを低減することを目的としたリスク・マネジメント・コミッティを設置しています。当コミッティはMSIMグループの各部門の責任者で構成されており、リスクのあらゆる要因を幅広い視点から把握します。

当コミッティの具体的な役割は以下のとおりです。

(a) 各部門の責任者が参加する定例会議において、事業に係る主なリスクについて検討し、リスク管理に必要な対応を経営陣に提言すること。

(b) リスクの測定、モニタリング、及び管理に係るリスク管理方針と手続きを確立すること。

(c) グループのオペレーション・リスク（事務リスク）を点検し、リスク測定、モニタリング、及び管理方針等の有効性を検証すること。

## 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

## a. 運用部門

運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

## b. コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

## c. リスク管理担当部署

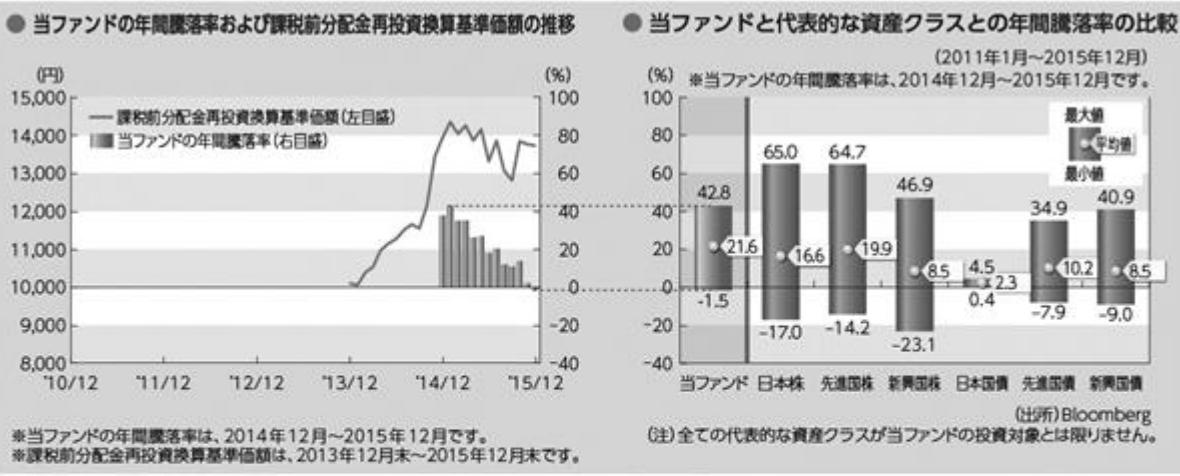
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

## d . 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 参考情報 下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの年間騰落率について、定量的に比較できるようにするために参考情報として記載しています。



\*当ファンドの年間騰落率は、2014年12月～2015年12月です。

\*課税前分配金再投資換算基準価額は、2013年12月末～2015年12月末です。

\*課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なる場合があります。

\*上記において年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

\*当ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記(右図)は、当ファンドについては2014年12月から2015年12月の年間騰落率を、代表的な資産クラスについては2011年1月から2015年12月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

<代表的な資産クラスの指標>

日本株: TOPIX®配当込み指数、先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、日本債券: NORMURA-BPI債券、先進国債: シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)、新興国債: J.P.モルガンGBI-EMプロード(円ベース)  
(注) 海外の指標は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースまたは三菱UFJ国際投信が円換算した指標を採用しています。各指標の詳細は後記「代表的な資産クラスの指標について」をご参照ください。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指標について

#### • TOPIX®配当込み指数

TOPIX®配当込み指数は、東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした株価指数であり、配当を考慮して算出しています。TOPIX®配当込み指数は、(株)東京証券取引所およびそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

#### • MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)

MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を三菱UFJ国際投信が円換算したものであり、日本を除く世界主要先進国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です(出所: MSCI)。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を三菱UFJ国際投信が円換算したものであり、世界主要新興国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指標です(出所: MSCI)。

ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものであります。その確実性および完全性をMSCIは如何に保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・領布・使用等することは禁じられています。

#### • NORMURA-BPI債券

NOMURA-BPI債券は、日本で発行されている公募の固定利付債を対象とした債券指標です。「NOMURA-BPI債券」は、野村證券株式会社が公表している指標で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる三菱UFJ国際投信の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

#### • シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界債券インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする日本を除く世界主要国の債券の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指標化したものです。

#### • J.P.モルガンGBI-EMプロード(円ベース)

J.P.モルガンGBI-EMプロード(円ベース)は、新興国政府が発行する現地通貨建て債を対象とした債券指標です。情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・領布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

支払先	申込手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限2.7%（税込）（上限2.5%（税抜）） (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

### (2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

### (3) 【信託報酬等】

- a . 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.674%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：

保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b . 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成27年12月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からそのつど支弁するものとし、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とワールド・リート・オープン（毎月決算型）とワールド・リート・オープン（1年決算型）とグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）とグローバル財産3分法ファンド（1年決算型）（ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）の純資産総額とを合算した額（「純資産残高」といいます。）に応じて段階的に次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。また、合算の対象となるファンドは、今後、追加される場合があります。

純資産残高	投資顧問報酬率(年率)			
	M S I M (米国)	M S I M (ロンドン)	M S I M (シンガポール)	合計
100億円未満の部分に対して	0.36%	0.12%	0.12%	0.60%
100億円以上500億円未満の部分に対して	0.33%	0.11%	0.11%	0.55%
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	0.30%	0.10%	0.10%	0.50%
1,000億円以上2,000億円未満の部分に対して	0.27%	0.09%	0.09%	0.45%
2,000億円以上3,000億円未満の部分に対して	0.24%	0.08%	0.08%	0.40%
3,000億円以上の部分に対して	0.21%	0.07%	0.07%	0.35%

## (4) 【その他の手数料等】

## 信託事務の諸費用

- a . 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b . 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0108%（税抜0.0100%））を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

## 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

## 資金の借入れ

一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

- \* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。また、実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## (5) 【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- \* 以下の内容は、平成27年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \* 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- \* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収(申告不要) 20.315% <sup>*1</sup> (所得税15.315% <sup>*1</sup> 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 <sup>*2</sup> 20.315% <sup>*1</sup>
	償還金			(所得税15.315% <sup>*1</sup> 地方税5.000%)

\* 1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

\* 2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。
- 3 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% <sup>*1</sup> (所得税)
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

\* 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

- a . 受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(消費税等相当額を含みます。)は含まれていません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- b . 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- c . 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d . 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成27年12月30日現在  
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,167,755,312	99.50
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		10,796,319	0.50
純資産総額		2,178,551,631	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成27年12月30日現在

国 / 地域	銘柄	種類	業種	口数	上段 : 帳簿価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					下段 : 評価額	単価(円)		
日本	ワールド・リート・オープン マザーファンド	親投資信託受 益証券		863,613,128	2,125,179,186	2.4608		99.50

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成27年12月30日現在

種類 / 業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成27年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成26年12月10日)	1,179,459,757 (分配付) 1,179,459,757 (分配落)	13,545 (分配付) 13,545 (分配落)
第2計算期間末日 (平成27年12月10日)	2,071,396,847 (分配付) 2,071,396,847 (分配落)	13,478 (分配付) 13,478 (分配落)
平成26年12月末日	1,280,305,246	13,941
平成27年 1月末日	1,529,430,408	14,366
2月末日	1,643,992,020	14,048
3月末日	1,870,350,107	14,269
4月末日	1,905,441,227	13,868
5月末日	2,002,521,521	14,169
6月末日	1,964,538,771	13,325
7月末日	2,081,747,137	13,869
8月末日	1,986,430,196	13,072
9月末日	1,966,240,452	12,822
10月末日	2,123,839,063	13,850
11月末日	2,101,855,915	13,774
12月末日	2,178,551,631	13,736

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	35.45
第2計算期間	0.49

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,128,411,956	257,665,545	870,746,411
第2計算期間	1,094,089,889	427,976,879	1,536,859,421

## &lt;参考&gt;

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」

## (1) 投資状況

平成27年12月30日現在  
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	マルタ共和国		
投資証券	アメリカ	402,270,493,389	64.51
	オーストラリア	71,673,633,296	11.49
	イギリス	35,640,065,600	5.72
	シンガポール	24,397,962,321	3.91
	カナダ	23,231,752,060	3.73
	フランス	18,477,185,244	2.96
	日本	14,345,749,200	2.30
	香港	9,604,324,491	1.54
	オランダ	3,033,427,756	0.49
	アイルランド	1,865,221,071	0.30
	ドイツ	599,521,664	0.10
	ベルギー	291,824,858	0.05
	中国	64,725,661	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		18,047,348,598	2.89
純資産総額		623,543,235,209	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位 30 銘柄

平成27年12月30日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)		
アメリカ	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券		2,001,519	22,584.22 23,614.23	45,202,750,433 47,264,333,818		7.58
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL	投資証券		4,327,750	9,355.71 9,886.40	40,489,207,276 42,785,874,957		6.86
アメリカ	MACERICH CO/THE	投資証券		2,850,000	9,436.52 9,858.66	26,894,100,240 28,097,184,990		4.51
アメリカ	VORNADO REALTY TRUST	投資証券		1,944,219	11,763.09 12,239.50	22,870,029,492 23,796,273,894		3.82
アメリカ	VENTAS INC	投資証券		2,684,448	6,491.23 6,815.67	17,425,369,927 18,296,314,653		2.93
アメリカ	PUBLIC STORAGE	投資証券		580,210	29,279.28 30,419.04	16,988,133,137 17,649,435,898		2.83
アメリカ	HCP INC	投資証券		3,543,784	4,335.92 4,656.75	15,365,597,587 16,502,523,583		2.65
カナダ	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	投資証券		7,468,917	2,134.16 2,113.24	15,939,911,705 15,783,638,061		2.53
アメリカ	DUKE REALTY CORP	投資証券		6,090,285	2,458.03 2,570.19	14,970,114,201 15,653,245,025		2.51
オーストラリア	SCENTRE GROUP	投資証券		37,528,354	361.35 374.53	13,560,915,751 14,055,839,684		2.25
アメリカ	LIBERTY PROPERTY TRUST	投資証券		3,655,935	3,943.94 3,841.42	14,418,813,875 14,044,012,903		2.25
アメリカ	HIGHWOODS PROPERTIES INC	投資証券		2,562,310	5,047.52 5,351.46	12,933,332,750 13,712,114,077		2.20
アメリカ	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	投資証券		5,091,430	2,478.53 2,486.97	12,619,290,000 12,662,275,416		2.03
アメリカ	MID-AMERICA APARTMENT COMM	投資証券		1,042,960	10,567.84 11,144.36	11,021,842,958 11,623,125,877		1.86
アメリカ	HOST HOTELS & RESORTS INC	投資証券		5,965,130	1,913.25 1,921.31	11,412,830,845 11,460,907,465		1.84
オーストラリア	VICINITY CENTRES	投資証券		45,126,467	244.41 249.69	11,029,702,760 11,267,753,899		1.81
フランス	UNIBAIL-RODAMCO SE	投資証券		335,927	30,498.16 31,308.55	10,245,157,577 10,517,387,947		1.69
アメリカ	KIMCO REALTY CORP	投資証券		3,025,410	3,073.14 3,252.85	9,297,516,958 9,841,210,061		1.58
アメリカ	MFA FINANCIAL INC	投資証券		12,151,690	820.14 808.08	9,966,184,250 9,819,622,717		1.57
イギリス	LAND SECURITIES GROUP PLC	投資証券		4,554,014	2,141.78 2,148.93	9,753,716,142 9,786,282,807		1.57
アメリカ	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	投資証券		3,933,669	2,271.08 2,321.74	8,933,701,774 9,132,966,498		1.46
イギリス	BRITISH LAND CO PLC	投資証券		6,008,893	1,428.45 1,423.98	8,583,416,425 8,556,559,677		1.37
オーストラリア	GPT GROUP	投資証券		19,790,571	408.82 425.53	8,090,939,560 8,421,537,091		1.35
アメリカ	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資証券		257,342	27,766.83 29,463.81	7,145,572,646 7,582,277,568		1.22
アメリカ	WELLTOWER INC	投資証券		906,500	7,739.54 8,262.99	7,015,896,364 7,490,401,432		1.20
オーストラリア	MIRVAC GROUP	投資証券		41,028,878	169.24 174.52	6,943,973,485 7,160,409,023		1.15
オーストラリア	WESTFIELD CORP	投資証券		8,258,318	841.39 849.30	6,948,502,518 7,013,848,937		1.12
香港	LINK REIT	投資証券		9,630,283	720.42 718.87	6,937,925,521 6,922,940,800		1.11
オーストラリア	DEXUS PROPERTY GROUP	投資証券		10,414,881	673.46 656.76	7,014,080,745 6,840,102,241		1.10
オーストラリア	STOCKLAND	投資証券		18,449,037	358.71 367.50	6,617,920,478 6,780,124,412		1.09

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

**b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率**

平成27年12月30日現在

種類 / 業種別		投資比率(%)
株式	各種金融	
投資証券		97.11
合計		97.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

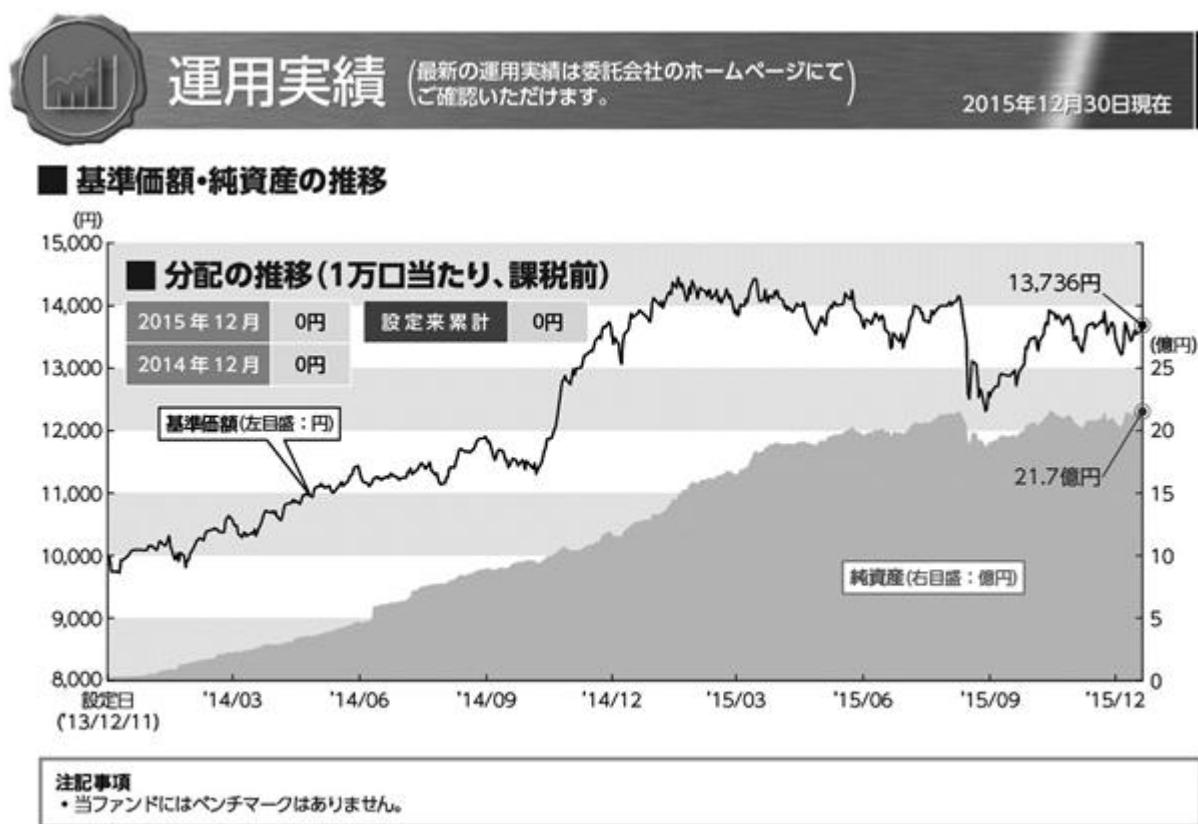
**投資不動産物件**

該当事項はありません。

**その他投資資産の主要なものの**

該当事項はありません。

## (参考情報) 運用実績

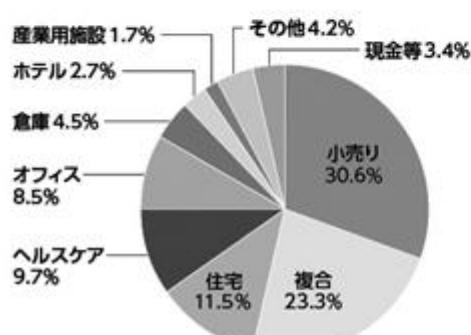


## ■ 主要な資産の状況

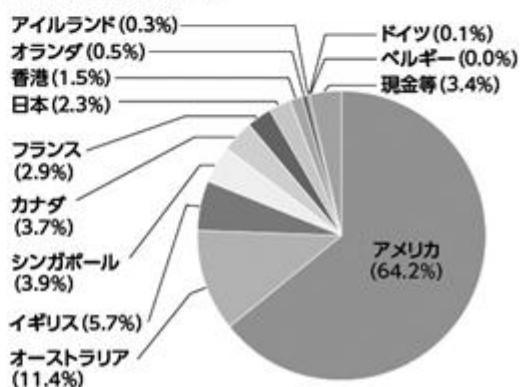
### ● 主要な組入銘柄(評価額上位)

銘柄名	国/地域	業種	比率(%)
1 サイモン・プロパティ・グループ	アメリカ	小売り	7.5
2 エクイティ・レジデンシャル	アメリカ	住宅	6.8
3 メイスリッヂ	アメリカ	小売り	4.5
4 ポルナード・リアルティ・トラスト	アメリカ	複合	3.8
5 ベンタス	アメリカ	ヘルスケア	2.9
6 パブリック・ストレッジ	アメリカ	倉庫	2.8
7 HCP	アメリカ	ヘルスケア	2.6
8 リオカン・リアル・エステート・インベストメント・トラスト	カナダ	小売り	2.5
9 デューカ・リアルティ	アメリカ	複合	2.5
10 センター・グループ	オーストラリア	小売り	2.2

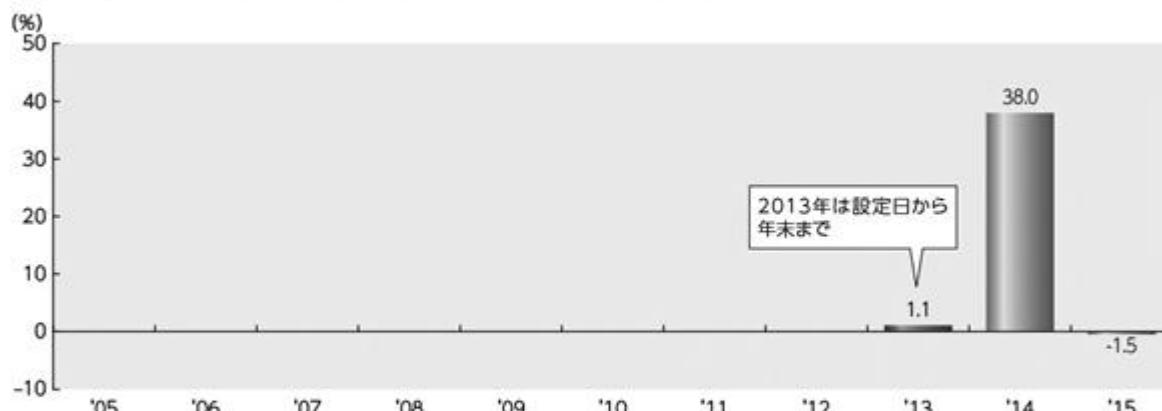
### ● 業種別組入比率



### ● 国・地域別組入比率



## ■ 年間收益率の推移(暦年ベース) ※基準価額を基に算出しています。



### 注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
  - ・ ニューヨークの銀行の休業日
  - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ・ オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）  
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （1）申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口=1円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

#### （2）申込手数料

手数料率：上限2.7%（税抜2.5%）
---------------------

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

#### （3）申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

#### （4）払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

## 2 【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社に確認してください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### (1) 解約単位

販売会社が定める単位

### (2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額

### (3) 解約手数料

かかりません。

### (4) 信託財産留保額

ありません。

### (5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

#### 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

## ファンドの主な投資対象の評価方法

- a . マザーファンド受益証券  
計算日の基準価額で評価します。
- b . 国内不動産投資信託証券  
原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
- c . 外国不動産投資信託証券  
原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- d . 外貨建資産  
外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

## 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

## 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社

電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

平成25年12月11日以降、無期限とします。

## （4）【計算期間】

毎年12月11日から翌年12月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。  
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## （5）【その他】

### ファンドの償還条件等

- a . 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c . 委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- d . c . の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d .において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . c . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- f . c . からe .までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc . からe .までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb .に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a . からg .までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、a .の事項（a .の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、a .の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . b .の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c .において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b .の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f . b . から e .までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

g . a . から f .までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

a . 他の受益者の氏名または名称および住所

b . 他の受益者が有する受益権の内容

#### 関係法人との契約の更改

a . 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

b . 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 運用報告書

委託会社は、計算期間終了毎および償還時に、運用経過等を記載した交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。

交付運用報告書は、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)については委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

###### 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

###### 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

##### (4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成26年12月11日から平成27年12月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ワールド・リート・オープン(資産成長型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期 [ 平成26年12月10日現在 ]	第2期 [ 平成27年12月10日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	22,839,109	34,269,658
親投資信託受益証券	1,173,495,592	2,060,892,810
未収入金	3,574,173	-
未収利息	26	54
<b>流動資産合計</b>	<b>1,199,908,900</b>	<b>2,095,162,522</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,199,908,900</b>	<b>2,095,162,522</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	13,168,932	6,503,398
未払受託者報酬	466,687	1,106,565
未払委託者報酬	6,766,919	16,045,119
その他未払費用	46,605	110,593
<b>流動負債合計</b>	<b>20,449,143</b>	<b>23,765,675</b>
<b>負債合計</b>	<b>20,449,143</b>	<b>23,765,675</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,870,746,411	1,1536,859,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	308,713,346	534,537,426
(分配準備積立金)	187,709,418	180,282,308
<b>元本等合計</b>	<b>1,179,459,757</b>	<b>2,071,396,847</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,179,459,757</b>	<b>2,071,396,847</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,199,908,900</b>	<b>2,095,162,522</b>

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 平成25年12月11日 至 平成26年12月10日	第2期 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	2,601	10,661
有価証券売買等損益	225,633,795	13,324,053
営業収益合計	<u>225,636,396</u>	<u>13,313,392</u>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	586,275	2,005,075
委託者報酬	18,500,863	129,073,457
その他費用	58,513	200,387
営業費用合計	<u>9,145,651</u>	<u>31,278,919</u>
営業利益又は営業損失( )	216,490,745	44,592,311
経常利益又は経常損失( )	216,490,745	44,592,311
当期純利益又は当期純損失( )	216,490,745	44,592,311
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	28,781,327	2,363,130
期首剰余金又は期首次損金( )	-	308,713,346
剰余金増加額又は欠損金減少額	143,882,461	427,839,318
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	143,882,461	427,839,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,878,533	159,786,057
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,878,533	159,786,057
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	308,713,346	534,537,426

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 [ 平成26年12月10日現在 ]	第2期 [ 平成27年12月10日現在 ]
1 期首元本額	33,831,495円	870,746,411円
期中追加設定元本額	1,094,580,461円	1,094,089,889円
期中一部解約元本額	257,665,545円	427,976,879円
2 受益権の総数	870,746,411口	1,536,859,421口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3545円 (13,545円)	1.3478円 (13,478円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期(自 平成25年12月11日 至 平成26年12月10日)

## 1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するため必要とする費用として、この信託財産の純資産総額に、この信託財産の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

100億円未満の部分に対して	年1万分の60
100億円以上500億円未満の部分に対して	年1万分の55
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	年1万分の50
1,000億円以上2,000億円未満の部分に対して	年1万分の45
2,000億円以上3,000億円未満の部分に対して	年1万分の40
3,000億円以上の部分に対して	年1万分の35

## 2 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	20,756,928円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	166,952,490円
収益調整金額	C	121,003,928円
分配準備積立金額	D	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,713,346円
当ファンドの期末残存口数	F	870,746,411口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,545円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

第2期(自 平成26年12月11日 至 平成27年12月10日)

## 1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するため必要とする費用として、この信託財産の純資産総額に、この信託財産の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

100億円未満の部分に対して	年1万分の60
100億円以上500億円未満の部分に対して	年1万分の55
500億円以上1,000億円未満の部分に対して	年1万分の50
1,000億円以上2,000億円未満の部分に対して	年1万分の45
2,000億円以上3,000億円未満の部分に対して	年1万分の40
3,000億円以上の部分に対して	年1万分の35

## 2 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	44,934,906円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	354,255,118円
分配準備積立金額	D	135,347,402円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	534,537,426円
当ファンドの期末残存口数	F	1,536,859,421口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,478円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

(金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 (自 平成25年12月11日 至 平成26年12月10日)	第2期 (自 平成26年12月11日 至 平成27年12月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額 자체がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドおよび親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 [ 平成26年12月10日現在 ]	第2期 [ 平成27年12月10日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 [ 平成26年12月10日現在 ]	第2期 [ 平成27年12月10日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	213,310,187	10,339,821
合計	213,310,187	10,339,821

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)				
種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	837,591,063	2,060,892,810	
	親投資信託受益証券 小計	837,591,063	2,060,892,810	
	合計	837,591,063	2,060,892,810	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としてあります。  
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[ 平成26年12月10日現在 ]	[ 平成27年12月10日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,276,576,945	3,445,098,768
コール・ローン	4,828,035,256	3,650,034,891
投資証券	596,183,799,804	594,928,576,221
派生商品評価勘定		559,456
未収入金	462,178,356	4,737,834
未収配当金	361,012,964	1,107,247,679
未収利息	5,499	5,798
流動資産合計	603,111,608,824	603,136,260,647
資産合計	603,111,608,824	603,136,260,647
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,122,505	577,429
未払金	96,962,918	683,610,668
未払解約金	157,471,132	93,346,433
流動負債合計	255,556,555	777,534,530
負債合計	255,556,555	777,534,530
純資産の部		
元本等		
元本	1	247,924,576,129
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	354,931,476,140	357,543,202,184
元本等合計	602,856,052,269	602,358,726,117
純資産合計	602,856,052,269	602,358,726,117
負債純資産合計	603,111,608,824	603,136,260,647

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎月11日から翌月10日までであります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[ 平成26年12月10日現在 ]	[ 平成27年12月10日現在 ]
1 期首		平成26年12月11日
期首元本額	256,838,722,711円	247,924,576,129円
期首からの追加設定元本額	49,680,109,689円	46,590,502,706円
期首からの一部解約元本額	58,594,256,271円	49,699,554,902円
元本の内訳*		
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	3,344,312,920円	2,664,325,633円
グローバル財産3分法ファンド(1年決算型)	30,580,114円	38,955,944円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	482,602,234円	837,591,063円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	242,151,529,633円	239,357,833,794円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	1,915,551,228円	1,916,817,499円
(合計)	247,924,576,129円	244,815,523,933円
2 受益権の総数	247,924,576,129口	244,815,523,933口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.4316円 (24,316円)	2.4605円 (24,605円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区 分	( 自 平成25年12月11日 至 平成26年12月10日 )	( 自 平成26年12月11日 至 平成27年12月10日 )
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[ 平成26年12月10日現在 ]	[ 平成27年12月10日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。  上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	[ 平成26年12月10日現在 ]	[ 平成27年12月10日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	15,426,492,720	5,427,078,848
合計	15,426,492,720	5,427,078,848

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区 分	種 類	[ 平成26年12月10日現在 ]		
		契 約 額 等(円)	時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	321,601,163		320,478,658	1,122,505
	合 計	321,601,163		320,478,658	1,122,505

区分	種類	[ 平成27年12月10日現在 ]		
		契約額等(円) うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル 買建 カナダドル	47,113,153 47,113,153	46,553,697 46,535,724	559,456 577,429
	合 計	94,226,306	93,089,421	17,973

## (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3)附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692			
	ユーロ 小計	20,047,692		( )	
	合 計	20,047,692		( )	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨		口数	評価額	備考	
種類	銘柄				
円					
投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,623.00	560,115,800		
	大和ハウスリート投資法人	357.00	177,429,000		
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,166.00	306,075,000		
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	572.00	173,888,000		
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,075.00	538,575,000		
	G L P 投資法人	16,683.00	2,001,960,000		
	日本プロロジスリート投資法人	10,149.00	2,207,407,500		
	ヒューリックリート投資法人	2,950.00	491,175,000		
	日本ビルファンド投資法人	3,590.00	2,042,710,000		
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,243.00	1,842,024,000		
	日本リテールファンド投資法人	2,371.00	528,970,100		
	オリックス不動産投資法人	11,401.00	1,768,295,100		
	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,688.00	895,860,000		
	福岡リート投資法人	865.00	176,373,500		
	ケネディクス・オフィス投資法人	452.00	251,764,000		
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,716.00	246,884,400		
			14,209,506,400		
		投資証券 小計	66,901	(14,209,506,400)	
	円小計		66,901	14,209,506,400	
(14,209,506,400)					
アメリカドル					
投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	88,220.00	15,625,526.40		
	CAMDEN PROPERTY TRUST	700,390.00	53,047,538.60		
	CARE CAPITAL PROPERTIES INC	597,494.00	18,552,188.70		
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	3,510,021.00	44,647,467.12		
	CHESAPEAKE LODGING TRUST	259,770.00	6,743,629.20		
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	444,665.00	16,510,411.45		
	DIGITAL REALTY TRUST INC PFD-E	291,800.00	7,583,882.00		
	DUKE REALTY CORP	6,090,285.00	124,120,008.30		
	EQUITY COMMONWEALTH PFD-E	846,100.00	21,643,238.00		
	EQUITY RESIDENTIAL	4,327,750.00	335,703,567.50		
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	257,342.00	59,245,275.24		
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	132,100.00	19,052,783.00		
	GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	619,490.00	9,967,594.10		
	HCP INC	3,543,784.00	127,399,034.80		
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,384,460.00	37,560,399.80		
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,562,310.00	107,232,673.50		
	HOST HOTELS & RESORTS INC	5,601,680.00	88,898,661.60		
	HUDSON PACIFIC PROPERTIE PFD-B	225,000.00	5,715,000.00		
	KIMCO REALTY CORP	3,025,410.00	77,087,446.80		
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	847,070.00	22,142,409.80		
	LEXINGTON REALTY TRUST	2,787,667.00	22,775,239.39		
	LIBERTY PROPERTY TRUST	3,655,935.00	119,549,074.50		
	MACERICH CO/THE	2,850,000.00	222,984,000.00		
	MACK-CALI REALTY CORP	1,693,755.00	38,160,300.15		
	MFA FINANCIAL INC	12,151,690.00	82,631,492.00		
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,042,960.00	91,384,155.20		
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,019,106.00	34,068,713.58		
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD-B	275,500.00	7,174,020.00		
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	3,933,669.00	74,070,987.27		
	PS BUSINESS PARKS INC PFD-S	600,000.00	15,642,000.00		
	PUBLIC STORAGE	580,210.00	140,851,779.60		
	PUBLIC STORAGE PFD-Q	1,200,000.00	31,032,000.00		
	PUBLIC STORAGE PFD-R	1,358,500.00	35,375,340.00		
	PUBLIC STORAGE PFD-S	1,000,000.00	25,770,000.00		
	REALTY INCOME CORP	991,920.00	49,219,070.40		
	REGENCY CENTERS CORP PFD-F	700,000.00	18,319,000.00		
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	3,248,345.00	46,223,949.35		
	SIMON PROPERTY GROUP INC	2,001,519.00	374,784,432.75		
	STAG INDUSTRIAL INC PFD-A	160,000.00	4,262,400.00		
	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	5,091,430.00	104,628,886.50		
	TAUBMAN CENTERS INC	120,570.00	8,829,341.10		

URBAN EDGE PROPERTIES	931,384.00	21,701,247.20	
VENTAS INC	2,684,448.00	144,476,991.36	
VORNADO REALTY TRUST	1,944,219.00	189,619,679.07	
VORNADO REALTY TRUST PFD-J	800,000.00	20,648,000.00	
WELLTOWER INC	906,500.00	58,170,105.00	
WELLTOWER INC PFD-J	323,000.00	8,520,740.00	
WP CAREY INC	124,240.00	7,520,247.20	
WP GLIMCHER INC	1,451,434.00	14,978,798.88	
投資証券 小計	90,983,142.00	3,211,850,726.41 (390,239,863,258)	
アメリカドル 小計	90,983,142.00	3,211,850,726.41 (390,239,863,258)	
カナダドル			
投資証券	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	367,000.00	9,365,840.00
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	1,012,250.00	17,592,905.00
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	1,023,141.00	20,861,844.99
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,468,917.00	182,839,088.16
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT	1,125,600.00	34,882,344.00
投資証券 小計	10,996,908.00	265,542,022.15 (23,792,565,184)	
カナダドル 小計	10,996,908.00	265,542,022.15 (23,792,565,184)	
オーストラリアドル			
投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	10,414,881.00	79,777,988.46
	GPT GROUP	19,790,571.00	92,026,155.15
	GPT METRO OFFICE FUND	9,443,703.00	19,737,339.27
	INVESTA OFFICE FUND	12,518,822.00	51,076,793.76
	MIRVAC GROUP	41,028,878.00	78,980,590.15
	SCENTRE GROUP	37,528,354.00	154,241,534.94
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	20,993,356.00	44,086,047.60
	STOCKLAND	18,449,037.00	75,272,070.96
	VICINITY CENTRES	45,126,467.00	125,451,578.26
	WESTFIELD CORP	8,258,318.00	79,032,103.26
投資証券 小計	223,552,387.00	799,682,201.81 (71,179,712,783)	
オーストラリアドル 小計	223,552,387.00	799,682,201.81 (71,179,712,783)	
イギリスポンド			
投資証券	BRITISH LAND CO PLC	6,008,893.00	48,011,055.07
	DERWENT LONDON PLC	478,024.00	17,538,700.56
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	1,880,332.00	15,907,608.72
	HAMMERSON PLC	4,591,312.00	27,456,045.76
	INTU PROPERTIES PLC	4,137,966.00	12,840,108.49
	LAND SECURITIES GROUP PLC	4,554,014.00	54,557,087.72
	SEGRO PLC	4,886,521.00	21,197,728.09
投資証券 小計	26,537,062.00	197,508,334.41 (36,454,113,282)	
イギリスポンド 小計	26,537,062.00	197,508,334.41 (36,454,113,282)	
香港ドル			
投資証券	CHAMPION REIT	44,073,000.00	175,410,540.00
	LINK REIT	9,630,283.00	445,882,102.90
投資証券 小計	53,703,283.00	621,292,642.90 (9,741,868,640)	
香港ドル 小計	53,703,283.00	621,292,642.90 (9,741,868,640)	
シンガポールドル			
投資証券	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	17,841,200.00	42,462,056.00
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	16,045,100.00	21,259,757.50
	CAPITALAND MALL TRUST	39,673,600.00	76,173,312.00
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	1,027,634.00	1,341,062.37
	FRASERS HOSPITALITY TRUST	5,000,000.00	3,675,000.00
	KEPPEL DC REIT	3,758,000.00	3,870,740.00
	KEPPEL REIT	35,377,400.00	33,785,417.00
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	19,055,632.00	24,581,765.28
	MAPLETREE GREATER CHINA COMM	22,987,700.00	21,148,684.00
	SPH REIT	29,668,200.00	28,036,449.00

SUNTEC REIT		19,656,100.00	30,466,955.00	
投資証券 小計		210,090,566.00	286,801,198.15 (24,868,531,891)	
シンガポールドル 小計		210,090,566.00	286,801,198.15 (24,868,531,891)	
オフショア元				
投資証券	HUI XIAN REIT	1,059,822.00	3,561,001.92	
	投資証券 小計	1,059,822.00	3,561,001.92 (66,626,345)	
オフショア元 小計		1,059,822.00	3,561,001.92 (66,626,345)	
ユーロ				
投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	366,916.00	4,412,164.90	
	COFINIMMO	22,541.00	2,172,276.17	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES-CV	379,819.00	14,845,225.61	
	FONCIERE DES REGIONS	118,519.00	9,659,298.50	
	GECINA SA	123,609.00	14,066,704.20	
	GREEN REIT PLC	4,714,931.00	7,510,885.08	
	HIBERNIA REIT PLC	4,843,187.00	6,669,068.49	
	ICADE	145,027.00	9,133,800.46	
	KLEPIERRE	614,256.00	25,645,188.00	
	MERCIALYS	131,329.00	2,619,356.90	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	335,927.00	77,750,304.15	
	WERELDHAVE NV	147,090.00	7,614,849.30	
	投資証券 小計	11,943,151.00	182,099,121.76 (24,375,788,438)	
ユーロ 小計		11,943,151.00	182,099,121.76 (24,375,788,438)	
合 計			594,928,576,221 (580,719,069,821)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 49銘柄		100.00%	65.59%
カナダドル	投資証券 5銘柄		100.00%	4.00%
オーストラリアドル	投資証券 10銘柄		100.00%	11.96%
イギリスポンド	投資証券 7銘柄		100.00%	6.13%
香港ドル	投資証券 2銘柄		100.00%	1.64%
シンガポールドル	投資証券 11銘柄		100.00%	4.18%
オフショア元	投資証券 1銘柄		100.00%	0.01%
ユーロ	株式 1銘柄	0.00%		0.00%
	投資証券 12銘柄		100.00%	4.10%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成27年12月30日現在  
(単位:円)

資産総額	2,180,501,278
負債総額	1,949,647
純資産総額( - )	2,178,551,631
発行済口数	1,586,030,372 口
1口当たり純資産価額( / )	1.3736 ( 1万口当たり 13,736 )

&lt;参考&gt;

「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の現況

## 純資産額計算書

平成27年12月30日現在  
(単位:円)

資産総額	624,038,169,369
負債総額	494,934,160
純資産総額( - )	623,543,235,209
発行済口数	248,411,121,918 口
1口当たり純資産価額( / )	2.5101 ( 1万口当たり 25,101 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

### 2 受益者等名簿

該当事項はありません。

### 3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

**償還金**

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成27年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成27年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	753	10,415,702
追加型公社債投資信託	21	1,641,721
単位型株式投資信託	56	614,900
単位型公社債投資信託	4	128,435
合計	834	12,800,759

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### ( 1 ) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ( 2 ) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度に係る中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

三菱UFJ投信株式会社は、平成27年7月1日をもって、国際投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更いたしました。

当社の財務諸表に引き続き、合併非存続会社である国際投信投資顧問株式会社の第18期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
<b>(資産の部)</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2 33,576,940	2 36,357,893
有価証券	120,983	22,882
前払費用	166,599	176,701
未収入金	168,410	23,936
未収委託者報酬	6,895,748	9,228,869
未収収益	2 64,325	2 319,107
繰延税金資産	399,128	403,942
金銭の信託	2 30,000	2 30,000
その他	111,434	67,760
<b>流動資産合計</b>	<b>41,533,570</b>	<b>46,631,094</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 254,682	1 248,246
器具備品	1 178,962	1 168,129
土地	1,205,031	1,205,031
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,638,676</b>	<b>1,621,408</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	1,147,522	1,026,791
ソフトウェア仮勘定	105,254	156,784
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,268,599</b>	<b>1,199,398</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	19,370,921	22,358,170
関係会社株式	320,136	320,136
長期差入保証金	2 813,838	2 1,477,422
その他	15,035	15,035
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>20,519,931</b>	<b>24,170,765</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>23,427,207</b>	<b>26,991,572</b>
<b>資産合計</b>	<b>64,960,778</b>	<b>73,622,666</b>

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	270,374	133,735
未払金		
未払収益分配金	62,872	91,148
未払償還金	927,297	842,143
未払手数料	2 2,914,613	2 4,058,921
その他未払金	56,199	2 1,870,235
未払費用	2 1,623,932	2 2,601,694
未払消費税等	266,187	821,991
未払法人税等	2,228,949	978,570
賞与引当金	585,962	531,214
その他	383,684	474,361
<b>流動負債合計</b>	<b>9,320,074</b>	<b>12,404,016</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	154,690	72,860
役員退職慰労引当金	63,000	54,457
時効後支払損引当金	226,128	179,272
繰延税金負債	253,904	521,091
<b>固定負債合計</b>	<b>697,725</b>	<b>827,682</b>
<b>負債合計</b>	<b>10,017,799</b>	<b>13,231,698</b>
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,710,993	48,527,422
利益剰余金合計	51,051,583	55,868,012
<b>株主資本合計</b>	<b>53,273,811</b>	<b>58,090,240</b>

(単位：千円)

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,669,167	2,300,727
評価差額金		
評価・換算差額等合計	1,669,167	2,300,727
純資産合計	54,942,978	60,390,967
負債純資産合計	64,960,778	73,622,666

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	53,423,757	55,991,189
投資顧問料	139,837	977,515
その他営業収益	99,673	64,153
<b>営業収益合計</b>	<b>53,663,268</b>	<b>57,032,858</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	2 21,905,982	2 23,818,405
広告宣伝費	694,552	535,944
公告費	1,062	159
調査費		
調査費	977,602	1,033,649
委託調査費	11,329,088	11,249,449
事務委託費	263,721	384,717
営業雑経費		
通信費	97,901	96,330
印刷費	510,065	501,608
協会費	40,060	37,491
諸会費	7,806	7,500
事務機器関連費	1,041,363	1,106,507
その他営業雑経費	12,477	25,589
<b>営業費用合計</b>	<b>36,881,683</b>	<b>38,797,354</b>
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬	205,947	217,230
給料・手当	3,814,639	3,861,536
賞与引当金繰入	585,962	531,214
福利厚生費	603,032	624,046
交際費	21,433	19,399
旅費交通費	143,037	144,427
租税公課	123,549	151,546
不動産賃借料	692,573	695,761
退職給付費用	256,292	131,361
役員退職慰労引当金繰入	20,252	27,418
固定資産減価償却費	467,545	502,450
諸経費	300,280	350,379
<b>一般管理費合計</b>	<b>7,234,545</b>	<b>7,256,773</b>
<b>営業利益</b>	<b>9,547,039</b>	<b>10,978,730</b>

(単位:千円)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	287,886	338,814
有価証券利息	2 3,249	2 885
受取利息	2 19,503	2 14,761
投資有価証券償還益	1,862	661,460
収益分配金等時効完成分	64,449	91,184
その他	2,886	39,204
<b>営業外収益合計</b>	<b>379,836</b>	<b>1,146,311</b>
<b>営業外費用</b>		
投資有価証券償還損	57	
時効後支払損引当金繰入	49,112	
事務過誤費	1,389	12,183
その他	4,097	948
<b>営業外費用合計</b>	<b>54,656</b>	<b>13,132</b>
<b>経常利益</b>	<b>9,872,219</b>	<b>12,111,909</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	767,140	822,382
<b>特別利益合計</b>	<b>767,140</b>	<b>822,382</b>
<b>特別損失</b>		
投資有価証券売却損	49,266	16,139
投資有価証券評価損		46,720
固定資産除却損	1 466	1 27,530
合併関連費用		24,938
<b>特別損失合計</b>	<b>49,732</b>	<b>115,327</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>10,589,626</b>	<b>12,818,964</b>
法人税、住民税及び事業税	3,847,871	4,549,367
法人税等調整額	11,641	70,070
法人税等合計	3,859,512	4,619,438
<b>当期純利益</b>	<b>6,730,113</b>	<b>8,199,525</b>

## (3)【株主資本等変動計算書】

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 )

(単位:千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金							
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	39,686,216	47,026,806	49,249,033		
当期変動額										
剩余金の配当						2,705,336	2,705,336	2,705,336		
当期純利益						6,730,113	6,730,113	6,730,113		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計						4,024,777	4,024,777	4,024,777		
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,797,355	1,797,355	51,046,388
当期変動額			
剩余金の配当			2,705,336
当期純利益			6,730,113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	128,187	128,187	128,187
当期変動額合計	128,187	128,187	3,896,589
当期末残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811		
会計方針の変更による累積的影響額						7,631	7,631	7,631		
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,703,362	51,043,952	53,266,179		
当期変動額										
剩余金の配当						3,375,465	3,375,465	3,375,465		
当期純利益						8,199,525	8,199,525	8,199,525		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計						4,824,060	4,824,060	4,824,060		
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978
会計方針の変更による累積的影響額			7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,935,347
当期変動額			
剩余金の配当			3,375,465
当期純利益			8,199,525
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	631,560	631,560	631,560
当期変動額合計	631,560	631,560	5,455,620
当期末残高	2,300,727	2,300,727	60,390,967

**[注記事項]****(重要な会計方針)****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

**(2) その他有価証券**

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

**2. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

**(2) 無形固定資産**

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

**3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**4. 引当金の計上基準****(1) 賞与引当金**

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(2) 退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

**(3) 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

**(4) 時効後支払損引当金**

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項****(1) 消費税等の会計処理**

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

**(2) 連結納税制度の適用**

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

## (会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従つております、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰延税金資産は4,225千円増加し、退職給付引当金は11,857千円増加し、繰越利益剰余金は7,631千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,707千円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は42.26円減少し、1株当たり当期純利益金額は、19.22円増加しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
建物	258,119千円	281,481千円
器具備品	374,405千円	433,077千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
預金	30,782,482千円	33,450,301千円
未収収益	34,750千円	27,125千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期差入保証金	804,456千円	792,370千円
未払手数料	1,802,448千円	2,894,875千円
その他未払金	-	1,731,659千円
未払費用	171,067千円	244,325千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
器具備品	466千円	0千円
ソフトウェア		27,530千円
計	466千円	27,530千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
支払手数料	11,642,746千円	12,949,353千円
有価証券利息	2,051千円	224千円
受取利息	19,503千円	14,761千円
法人税、住民税及び事業税		2,895,803千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,375,465千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	27,200円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月30日

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,375,465千円
1株当たり配当額	27,200円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	4,107,643千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	33,576,940	33,576,940	-
(2) 有価証券	120,983	120,983	-
(3) 未収委託者報酬	6,895,748	6,895,748	-
(4) 投資有価証券	19,332,021	19,332,021	-
資産計	59,925,694	59,925,694	-
(1) 未払手数料	2,914,613	2,914,613	-
(2) 未払法人税等	2,228,949	2,228,949	-
負債計	5,143,563	5,143,563	-

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	36,357,893	36,357,893	-
(2) 有価証券	22,882	22,882	-
(3) 未収委託者報酬	9,228,869	9,228,869	-
(4) 投資有価証券	22,319,270	22,319,270	-
資産計	67,928,915	67,928,915	-
(1) 未払手数料	4,058,921	4,058,921	-
負債計	4,058,921	4,058,921	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負債

## (1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	33,576,940	-	-	-
未収委託者報酬	6,895,748	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	120,983	3,103,140	6,128,025	1,408,595
合計	40,593,672	3,103,140	6,128,025	1,408,595

第30期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,357,893	-	-	-
未収委託者報酬	9,228,869	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	22,882	5,289,067	8,651,010	2,275
合計	45,609,645	5,289,067	8,651,010	2,275

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第29期(平成26年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超 るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	16,263,940	13,940,367	2,323,572
貸借対照表計上額 が取得原価を超 ないもの	小計	16,263,940	13,940,367	2,323,572
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,189,065	3,212,015	22,950
	小計	3,189,065	3,212,015	22,950
	合計	19,453,005	17,152,382	2,300,622

第30期(平成27年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超 るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,166,008	14,990,554	3,175,453
貸借対照表計上額 が取得原価を超 ないもの	小計	18,166,008	14,990,554	3,175,453
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,176,144	4,222,888	46,743
	小計	4,176,144	4,222,888	46,743
	合計	22,342,152	19,213,442	3,128,710

## 3. 売却したその他有価証券

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,836,955	767,140	49,266
合計	3,836,955	767,140	49,266

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	6,350,253	822,382	16,139
合計	6,350,253	822,382	16,139

#### 4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について46,720千円（その他有価証券のその他46,720千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

#### (デリバティブ取引関係)

重要な取引はありません。

#### (退職給付関係)

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	382,988 千円	325,496 千円
勤務費用	425	880
利息費用	5,724	971
数理計算上の差異の発生額	432	652
退職給付の支払額	75,066	64,524
退職給付債務の期末残高	313,639	263,476

##### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	143,462 千円	163,205 千円
期待運用収益	2,151	2,448
数理計算上の差異の発生額	3,824	6,477
事業主からの拠出額	88,833	88,833
退職給付の支払額	75,066	64,524
年金資産の期末残高	163,205	196,439

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	311,889 千円	260,846 千円
年金資産	163,205	196,439
	148,683	64,406
非積立型制度の退職給付債務	1,750	2,630
未認識数理計算上の差異	4,257	5,824
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690	72,860
退職給付引当金	154,690	72,860
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	154,690	72,860

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 )	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 )
勤務費用	425 千円	880 千円
利息費用	5,724	971
期待運用収益	2,151	2,448
数理計算上の差異の費用処理額	119,749	4,257
その他	25,147	24,509
確定給付制度に係る退職給付費用	148,895	19,655

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
債券	31.1 %	38.3 %
株式	13.1	14.9
その他	55.8	46.8
合計	100	100

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
割引率	1.5%	0.2%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度は107,397千円、当事業年度は111,706千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	527,037 千円	466,806 千円
投資有価証券評価損	42,394	18,586
ゴルフ会員権評価損	8,505	7,717
未払事業税	154,726	197,017
賞与引当金	208,836	175,831
役員退職慰労引当金	22,453	17,611
退職給付引当金	55,131	24,096
減価償却超過額	10,659	8,993
委託者報酬	136,745	153,408
長期差入保証金	30,510	31,593
時効後支払損引当金	80,592	57,976
その他	41,232	37,427
繰延税金資産 小計	1,318,825	1,197,069
評価性引当額	542,145	486,235
繰延税金資産 合計	776,680	710,834
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	631,455	827,982
その他	1	-
繰延税金負債 合計	631,456	827,982
繰延税金資産の純額	145,223	117,148

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は23,125千円減少し、法人税等調整額が61,362千円、その他有価証券評価差額金が84,488千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,507,475 千円	未払手数料	476,882 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	799,941 千円
						投資の助言	投資助言料	190,144 千円	未払費用	99,131 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,135,270 千円	未払手数料	1,325,565 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	14,000,000 千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	2,051 千円		
							マルチコーラブル預金の預入	6,500,000 千円	現金及び預金	10,000,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	16,775 千円	未収収益	646 千円

## 第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接25.0%間接75.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	2,895,803千円	その他未払金	1,731,659千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  事務所の賃借  投資の助言	投資信託に係る事務代行手数料の支払  事務所賃借料  投資助言料	4,974,381千円  671,086千円  260,044千円	未払手数料  長期差入保証金  未払費用	670,653千円  787,856千円  158,208千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等  取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払  譲渡性預金の預入  譲渡性預金に係る受取利息  マルチコーラブル預金の預入  マルチコーラブル預金に係る受取利息	7,974,972千円  3,000,000千円  224千円  9,000,000千円  10,710千円	未払手数料  現金及び預金  未収収益	2,224,222千円  9,000,000千円  247千円

## (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,638,642千円	未払手数料	544,991千円

## 第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルган・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,305,212千円	未払手数料	483,155千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## (1 株当たり情報)

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり純資産額	442,738.63円	486,639.33円
1 株当たり当期純利益金額	54,232.25円	66,072.98円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	6,730,113	8,199,525
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	6,730,113	8,199,525
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

## (重要な後発事象)

## 共通支配下の取引等

当社は、平成27年4月30日開催の取締役会において、国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て発生する予定です。

## (1) 取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

## (2) 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第31期中間会計期間  
(平成27年9月30日現在)

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	72,009,092
有価証券	1,753,659
前払費用	294,593
未収入金	73,788
未収委託者報酬	11,573,543
未収収益	611,458
繰延税金資産	622,806
金銭の信託	30,000
その他	336,109
流動資産合計	87,305,053

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	1	877,930
器具備品	1	834,648
土地		1,356,000
有形固定資産合計		3,068,578

## 無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	2,008,755
ソフトウェア仮勘定	255,597
その他	102
無形固定資産合計	2,280,277

## 投資その他の資産

投資有価証券	26,388,984
関係会社株式	320,136
長期差入保証金	697,763
前払年金費用	470,903
繰延税金資産	858,800
その他	99,900
貸倒引当金	70,800
投資その他の資産合計	28,765,688
固定資産合計	34,114,544
資産合計	121,419,598

(単位：千円)

第31期中間会計期間  
(平成27年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金	143,835
未払金	
未払収益分配金	93,879
未払償還金	823,662
未払手数料	5,006,466
その他未払金	2,010,137
未払費用	3,555,413
未払消費税等	2 396,594
未払法人税等	864,983
賞与引当金	932,175
その他	565,777
流動負債合計	14,392,925

## 固定負債

退職給付引当金	562,020
役員退職慰労引当金	150,706
時効後支払損引当金	222,951
固定負債合計	935,678
負債合計	15,328,604

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	50,805,407
利益剰余金合計	58,145,996
株主資本合計	104,878,840

(単位：千円)

第31期中間会計期間  
(平成27年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券	1,222,964
評価差額金	
繰延ヘッジ損益	10,811
評価・換算差額等合計	1,212,152
純資産合計	106,090,993
負債純資産合計	121,419,598

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第31期中間会計期間

(自 平成27年4月1日

至 平成27年9月30日)

## 営業収益

委託者報酬	37,657,798
投資顧問料	1,003,172
その他営業収益	20,770
営業収益合計	38,681,741

## 営業費用

支払手数料	16,093,305
広告宣伝費	317,241
調査費	
調査費	700,375
委託調査費	6,849,721
事務委託費	298,518
営業雑経費	
通信費	42,683
印刷費	326,000
協会費	23,296
諸会費	3,941
事務機器関連費	796,558
その他営業雑経費	20,742
営業費用合計	25,472,385

## 一般管理費

給料	
役員報酬	128,737
給料・手当	2,329,933
賞与引当金繰入	765,000
福利厚生費	469,884
交際費	7,288
旅費交通費	84,653
租税公課	130,153
不動産賃借料	431,752
退職給付費用	127,445
役員退職慰労引当金繰入	18,286
固定資産減価償却費	1 495,988
諸経費	190,320
一般管理費合計	5,179,442
営業利益	8,029,913

(単位：千円)

第31期中間会計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年9月30日)

## 営業外収益

受取配当金	127,635
有価証券利息	258
受取利息	5,966
収益分配金等時効完成分	70,268
その他	8,257
営業外収益合計	212,386

## 営業外費用

投資有価証券償還損	379
時効後支払損引当金繰入	55,335
その他	1,997
営業外費用合計	57,712
経常利益	8,184,587

## 特別利益

投資有価証券売却益	368,437
特別利益合計	368,437

## 特別損失

投資有価証券売却損	13,781
有価証券評価損	67,284
投資有価証券評価損	15,246
減損損失	2 42,073
合併関連費用	496,644
特別損失合計	635,029
税引前中間純利益	7,917,995
法人税、住民税及び事業税	2,705,257
法人税等調整額	1,172,890
法人税等合計	1,532,366
中間純利益	6,385,628

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日 )

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	222,096		222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当中間期変動額									
剩余金の配当						4,107,643	4,107,643	4,107,643	
中間純利益						6,385,628	6,385,628	6,385,628	
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計		3,350,000	41,160,616	44,510,616			2,277,984	2,277,984	46,788,600
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	50,805,407	58,145,996	104,878,840

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,300,727		2,300,727	60,390,967
当中間期変動額				
剩余金の配当			4,107,643	
中間純利益			6,385,628	
合併による増加	903,495	148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	1,981,258	137,934	1,843,324	1,843,324
当中間期変動額合計	1,077,763	10,811	1,088,574	45,700,025
当中間期末残高	1,222,964	10,811	1,212,152	106,090,993

**[重要な会計方針]****1. 有価証券の評価基準及び評価方法**

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

**2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法**

時価法を採用しております。

**3. 固定資産の減価償却の方法**

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

**4. 引当金の計上基準**

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**6. ヘッジ会計の方法**

## (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってあります。

## (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指數先物

ヘッジ対象…投資有価証券

## (3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

## (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## [注記事項]

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

第31期中間会計期間  
(平成27年9月30日現在)

建物	428,597千円
器具備品	810,435千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

第31期中間会計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年9月30日)

有形固定資産	157,519千円
無形固定資産	338,469千円

## 2 減損損失

当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産(不動産)	土地	35,031千円
東京都千代田区(本社)	遊休資産(美術品)	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当中間会計期間において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第31期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	124,098	87,483	-	211,581
合計	124,098	87,483	-	211,581

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸收合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

## 2. 配当に関する事項

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,107,643千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	33,100円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月30日

### (リース取引関係)

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	678,116千円
1年超	2,990,874千円
合計	3,668,990千円

### (金融商品関係)

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	72,009,092	72,009,092	-
(2) 有価証券	1,753,659	1,753,659	-
(3) 未収委託者報酬	11,573,543	11,573,543	-
(4) 投資有価証券	26,220,254	26,220,254	-
資産計	111,556,549	111,556,549	-
(1) 未払手数料	5,006,466	5,006,466	-
負債計	5,006,466	5,006,466	-
デリバティブ取引( )	17,992	17,992	-

( )デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よってあります。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっており ます。

#### 負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よってあります。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額168,730千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第31期中間会計期間(平成27年9月30日現在)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	130,126	30,541	99,584
	債券	-	-	-
	その他	17,387,361	15,125,296	2,262,064
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	小計	17,517,488	15,155,838	2,361,649
	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	10,456,424	11,013,855	557,430
	小計	10,456,424	11,013,855	557,430
	合計	27,973,913	26,169,694	1,804,218

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券について、当中間会計期間において82,530千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(注2) 非上場株式(中間貸借対照表計上額168,730千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## (デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
重要な取引はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位:千円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理 方法	株式指數先物取引 売建	投資有価証券	1,003,132	-	17,992
合計			1,003,132	-	17,992

## (注)時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

## (企業結合等関係)

## 共通支配下の取引等

当社は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て、国際投信投資顧問株式会社と合併いたしました。

## (1)取引の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 国際投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

企業結合日

平成27年7月1日

企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸收合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併

結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

## (2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第31期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第31期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	501,420.23円
純資産の部の合計額(千円)	106,090,993
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	106,090,993
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第31期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	37,991.93円
中間純利益金額(千円)	6,385,628
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	6,385,628
普通株式の期中平均株式数(株)	168,078

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

**(参考)国際投信投資顧問株式会社の経理状況**

当該(参考)において、国際投信投資顧問株式会社を「当社」という。

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重 俊寛	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 八郎	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年4月30日に三菱UFJ投信株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## (1)貸借対照表

		第17期 (平成26年3月31日現在)		第18期 (平成27年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金		3,954,210		6,326,139	
有価証券		20,259,251		12,221,461	
前払費用		72,804		74,664	
未収委託者報酬		2,977,222		3,472,417	
未収収益		232,197		185,024	
繰延税金資産		275,970		356,506	
その他	1	47,462		94,375	
流動資産計		27,819,119		22,730,588	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	211,289	568,996	423,895	
器具備品	2	171,707		167,525	
土地		186,000		186,000	
無形固定資産			1,153,814		1,268,125
ソフトウェア		1,153,620		1,216,565	
ソフトウェア仮勘定		-		51,427	
その他		193		132	
投資その他の資産			62,409,350		45,376,287
投資有価証券	1	61,482,439		44,588,082	
従業員貸付金		4,095		2,475	
長期差入保証金		476,321		350,058	
繰延税金資産		195,987		-	
その他		321,307		506,470	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計		64,132,161		47,068,308	
資産合計		91,951,280		69,798,897	

区分	注記番号	第17期 (平成26年3月31日現在)		第18期 (平成27年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金		977	45,997	850	150,430
未払金			1,556,991		2,357,646
未払収益分配金		61,457		59,668	
未払償還金		1,253,078		1,521,415	
未払手数料		241,477		775,711	
その他未払金			931,078		1,091,231
未払費用			1,743,743		1,626,371
未払法人税等			389,748		424,992
賞与引当金			51,500		42,600
役員賞与引当金			-		4,048
その他			4,719,058		5,697,319
流動負債計					
固定負債			1,622		197
時効後支払損引当金			600,694		602,458
退職給付引当金			195,240		143,410
役員退職慰労引当金			-		105,737
繰延税金負債			797,556		851,802
固定負債計					
負債合計			5,516,615		6,549,121
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			82,965,637		87,954,771
その他利益剰余金			82,965,637		87,954,771
繰越利益剰余金			50,310		28,629,561
自己株式			86,265,326		62,675,209
株主資本合計					
評価・換算差額等			169,338		651,669
その他有価証券評価差額金			-		77,103
繰延ヘッジ損益			169,338		574,565
評価・換算差額等合計					
純資産合計			86,434,665		63,249,775
負債・純資産合計			91,951,280		69,798,897

## (2)損益計算書

区分	注記 番号	第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		36,005,743		35,628,732	
投資顧問料		797,798		618,156	
営業収益計		36,803,541		36,246,888	
営業費用					
支払手数料		14,353,026		14,804,786	
広告宣伝費		418,056		121,935	
公告費		5,369		1,711	
調査費		4,969,935		5,119,269	
調査費		697,463	726,745		
委託調査費		4,272,471	4,392,523		
委託計算費		405,651		438,072	
営業雑経費		673,061		624,644	
通信費		120,866	106,229		
印刷費		519,008	488,455		
協会費		24,375	21,965		
諸会費		4,064	3,718		
諸経費		4,746	4,275		
営業費用計		20,825,101		21,110,418	
一般管理費					
給料		3,358,976		3,331,511	
役員報酬		222,474	217,933		
給与・手当		2,817,356	2,800,715		
賞与		319,145	312,862		
賞与引当金繰入		380,988		423,492	
役員賞与引当金繰入		47,770		35,098	
福利厚生費		519,682		523,204	
交際費		35,169		20,236	
旅費交通費		219,798		138,386	
租税公課		95,459		98,273	

		第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	
区分	注記番号	金額(千円)		金額(千円)	
不動産賃借料			592,877		605,279
退職給付費用			241,032		220,937
役員退職慰労引当金			45,980		48,390
繰入			587,330		554,536
固定資産減価償却費			1,579,964		1,458,948
諸経費			7,705,029		7,458,295
一般管理費計			8,273,410		7,678,174
営業利益					
営業外収益					
受取配当金			9,501		9,113
有価証券利息			324,053		292,920
受取利息			727		1,180
投資有価証券償還益			20,932		45,653
投資有価証券売却益			134,549		-
時効成立分配金・償還金			3,068		2,005
その他			25,662		24,262
営業外収益計			518,494		375,134
営業外費用					
その他			2,595		3,018
営業外費用計			2,595		3,018
経常利益			8,789,309		8,050,291
特別利益					
投資有価証券償還益	1		226,404		-
投資有価証券売却益	2		121,800		35,182
特別利益計			348,204		35,182
特別損失					
合併関連費用			-		287,083
投資有価証券売却損			-		2,774
投資有価証券評価減			42,622		7,767
ゴルフ会員権評価減			-		8,300
特別損失計			42,622		305,925
税引前当期純利益			9,094,890		7,779,548
法人税、住民税 及び事業税			3,225,639		2,849,003
法人税等調整額			53,478		3,838
当期純利益			5,815,773		4,926,705

## (3) 株主資本等変動計算書

第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成25年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				5,324,989	5,324,989
当期純利益				5,815,773	5,815,773
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	490,783	490,783
平成26年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高	50,310	85,774,543	666,747	-	666,747	86,441,290
会計方針の変更による累積的影響額		-				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,310	85,774,543	666,747	-	666,747	86,441,290
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		5,324,989				5,324,989
当期純利益		5,815,773				5,815,773
自己株式の取得	-	-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			497,409	-	497,409	497,409
事業年度中の変動額合計	-	490,783	497,409	-	497,409	6,625
平成26年3月31日残高	50,310	86,265,326	169,338	-	169,338	86,434,665

第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637	
会計方針の変更による累積的影響額				62,427	62,427	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	83,028,065	83,028,065	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				-	-	
当期純利益				4,926,705	4,926,705	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	4,926,705	4,926,705	
平成27年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	87,954,771	87,954,771	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日残高	50,310	86,265,326	169,338	-	169,338	86,434,665
会計方針の変更による累積的影響額		62,427				62,427
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,310	86,327,754	169,338	-	169,338	86,497,093
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		-				-
当期純利益		4,926,705				4,926,705
自己株式の取得	28,579,250	28,579,250				28,579,250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			482,330	77,103	405,227	405,227
事業年度中の変動額合計	28,579,250	23,652,545	482,330	77,103	405,227	23,247,317
平成27年3月31日残高	28,629,561	62,675,209	651,669	77,103	574,565	63,249,775

**[注記事項]****(重要な会計方針)****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****その他有価証券****時価のあるもの**

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

**時価のないもの**

総平均法による原価法を採用しております。

**2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法**

時価法を採用しております。

**3. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産**

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 ~ 50年
----	---------

器具備品	3 ~ 15年
------	---------

**(2) 無形固定資産**

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってあります。

**4. 引当金の計上基準****(1) 貸倒引当金**

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

**(2) 賞与引当金**

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

**(3) 役員賞与引当金**

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

**(4) 時効後支払損引当金**

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

**(5) 退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

**退職給付見込額の期間帰属方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

**数理計算上の差異の費用処理方法**

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。

**(6) 役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

**5 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**6 . 消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

**7 . ヘッジ会計の方法****(1) ヘッジ会計の方法**

繰延ヘッジ処理によっております。

**(2) ヘッジ手段とヘッジ対象**

ヘッジ手段…株式指數先物

ヘッジ対象…投資有価証券

**(3) ヘッジ方針**

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

**(4) ヘッジの有効性評価の方法**

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

**(会計方針の変更)**

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従つて、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

**(表示方法の変更)**

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた46,594千円は、「投資有価証券償還益」20,932千円、「その他」25,662千円として組み替えております。

## (追加情報)

## 連結納税制度の適用

当社は、平成28年3月期より株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを連結納税親会社とする連結納税制度の適用を受けます。このため、当事業年度末より、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(平成23年3月18日 企業会計基準委員会)及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(平成22年6月30日 企業会計基準委員会)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

## (貸借対照表関係)

第17期 (平成26年3月31日現在)	第18期 (平成27年3月31日現在)
	1. 担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券 100,770千円 先物取引証拠金 89,447千円 なお、先物取引証拠金は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 562,983千円 器具備品 594,582千円	2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 587,858千円 器具備品 654,914千円

## (損益計算書関係)

第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
1. 特別利益に記載の投資有価証券償還益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権が償還されたことによるものであります。 2. 特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	----- -----

## (株主資本等変動計算書関係)

## . 第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	12,998	-	-	12,998

## 2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	-	-	10

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

## . 第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

## 2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式(注)	10	4,282	-	4,293

(注)自己株式の増加は、平成26年6月25日の株主総会決議による自己株式の取得によるものです。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金の支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	19,500百万円	2,240,051円	平成27年3月31日	平成27年6月30日

## (リース取引関係)

第17期 (平成26年3月31日現在)		第18期 (平成27年3月31日現在)	
借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	474,236千円	1年内	2,160千円
1年超	8,820千円	1年超	6,480千円
合計	483,056千円	合計	8,640千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。デリバティブ取引は、信用リスク及び市場リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しています。また、管理規定に従い権限者の承認を得て執行・管理を行っており、定期的に経営に報告しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第17期(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,954,210	3,954,210	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	81,610,860	81,610,860	-
(3) 未収委託者報酬	2,977,222	2,977,222	-
資産計	88,542,293	88,542,293	-
(1) 未払手数料	1,253,078	1,253,078	-
(2) 未払法人税等	1,743,743	1,743,743	-
負債計	2,996,821	2,996,821	-

第18期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,326,139	6,326,139	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	56,678,713	56,678,713	-
(3) 未収委託者報酬	3,472,417	3,472,417	-
資産計	66,477,270	66,477,270	-
(1) 未払手数料	1,521,415	1,521,415	-
(2) 未払法人税等	1,626,371	1,626,371	-
負債計	3,147,786	3,147,786	-
デリバティブ取引	(4,048)	(4,048)	-

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

## (注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## (3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**負債****(1) 未払手数料**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**(2) 未払法人税等**

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**デリバティブ取引**

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

**(注2)**

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第17期 (平成26年3月31日現在)	第18期 (平成27年3月31日現在)
非上場株式(*1)	130,830	130,830

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価していません。

**(注3)**

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

**第17期(平成26年3月31日現在)**

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	3,954,210	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	11,700,000	20,300,000	12,000,000
(2) 社債	2,400,000	1,500,000	700,000
(3) その他	6,050,000	12,300,000	5,500,000
未収委託者報酬	2,977,222	-	-
合計	27,081,432	34,100,000	18,200,000

**第18期(平成27年3月31日現在)**

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	6,326,139	-	-
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	7,300,000	13,000,000	7,800,000
(2) 社債	-	2,200,000	1,200,000
(3) その他	4,900,000	6,700,000	2,500,000
未収委託者報酬	3,472,417	-	-
合計	21,998,556	21,900,000	11,500,000

## (有価証券関係)

. 第17期(平成26年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	131,964	30,541	101,422
	(2) 債券			
	国債	39,577,933	39,511,949	65,983
	社債	3,964,648	3,962,232	2,415
	その他	17,508,558	17,489,629	18,928
	(3) その他	5,147,004	4,945,207	201,797
	小計	66,330,108	65,939,561	390,546
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	4,612,544	4,613,998	1,454
	社債	702,338	702,452	114
	その他	6,411,894	6,419,144	7,250
	(3) その他	3,553,976	3,684,180	130,204
	小計	15,280,752	15,419,775	139,023
合計		81,610,860	81,359,337	251,522

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	1,393,219	256,349	-
合計	1,393,219	256,349	-

. 第18期(平成27年3月31日現在)

## 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	153,418	30,541	122,876
	(2) 債券			
	国債	23,393,530	23,352,168	41,361
	社債	2,236,987	2,234,923	2,063
	その他	11,218,449	11,212,260	6,188
	(3) その他	9,291,789	8,386,112	905,676
	小計	46,294,173	45,216,006	1,078,166
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債	4,813,880	4,829,869	15,989
	社債	1,206,456	1,211,508	5,052
	その他	2,897,915	2,904,312	6,397
	(3) その他	1,466,289	1,563,529	97,239
	小計	10,384,540	10,509,219	124,678
合計		56,678,713	55,725,226	953,487

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて7,767千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額130,830千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債	14,044,230	29,133	131
社債	1,318,265	-	1,677
その他	7,311,009	6,049	965
(3) その他	231,301	13,113	-
合計	22,904,805	48,295	2,774

(デリバティブ取引関係)

. 第17期(平成26年3月31日現在)

該当事項はありません。

## . 第18期(平成27年3月31日現在)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	1,089,902	-	4,048
	合計		1,089,902	-	4,048

## (注) 時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第17期  
(平成26年3月31日現在)      第18期  
(平成27年3月31日現在)

## 繰延税金資産

投資有価証券評価減	65,219千円	2,517千円
ゴルフ会員権評価減	50,925	-
賞与引当金	138,906	140,672
退職給付引当金	132,184	57,949
役員退職慰労引当金	69,583	46,378
時効後支払損引当金	578	63
事業税及び事業所税	119,223	117,958
減損損失	304,537	34,784
連結納税適用に伴う時価評価	-	360,922
繰延ヘッジ損益	-	36,853
その他	120,008	200,935
繰延税金資産小計	1,001,167	999,036
評価性引当額	445,916	421,185
繰延税金資産合計	555,251	577,850

## 繰延税金負債

未収配当金	1,107	1,433
連結納税適用に伴う時価評価	-	23,829
その他有価証券評価差額金	82,184	301,818
繰延税金負債合計	83,292	327,080
差引: 繰延税金資産の純額	471,958	250,769

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から33.10%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から32.34%に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は16,567千円減少し、法人税等調整額は43,560千円増加しております。

### (退職給付関係)

. 第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります。)及び退職一時金制度(非積立型制度であります。)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,493,252千円
勤務費用	179,146
利息費用	17,203
数理計算上の差異の発生額	80,171
退職給付の支払額	129,844
退職給付債務の期末残高	2,479,586

##### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,738,225千円
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の発生額	114,900
事業主からの拠出額	214,074
退職給付の支払額	75,507
年金資産の期末残高	2,022,980

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,821,243千円
年金資産	2,022,980
	201,737
非積立型制度の退職給付債務	658,343
未積立退職給付債務	456,605
未認識数理計算上の差異	85,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887
退職給付引当金	600,694
前払年金費用	229,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	179,146千円
利息費用	17,203
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の費用処理額	41,035
確定給付制度に係る退職給付費用	206,096

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56.2%
株式	40.7%
短期金融資産	3.1%
合計	100.0%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.82%
長期期待運用收益率	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

## . 第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,479,586千円
会計方針の変更による累積的影響額	96,998
会計方針の変更を反映した期首残高	2,382,588
勤務費用	175,427
利息費用	24,064
数理計算上の差異の発生額	281,917
退職給付の支払額	130,643
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>2,733,354</u>

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,022,980千円
期待運用収益	36,413
数理計算上の差異の発生額	234,903
事業主からの拠出額	228,563
退職給付の支払額	79,899
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>2,442,961</u>

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,075,771千円
<u>年金資産</u>	<u>2,442,961</u>
	367,190
非積立型制度の退職給付債務	657,583
未積立退職給付債務	290,392
未認識数理計算上の差異	111,204
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>179,187</u>
 退職給付引当金	 602,458
<u>前払年金費用</u>	<u>423,270</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>179,187</u>

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	175,427千円
利息費用	24,064
期待運用収益	36,413
数理計算上の差異の費用処理額	21,528
確定給付制度に係る退職給付費用	184,606

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57.5%
株式	39.2%
短期金融資産	3.3%
合計	100%

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.01%
長期期待運用收益率	1.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、36,330千円であります。

## (セグメント情報等)

第17期  
自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

## セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第18期  
自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日

#### セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

. 第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,380,996千円	未払手数料	603,222千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(非上場)

. 第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	186億円	金融ITソリューション	被所有直接 10.78%	自己株式の取得	自己株式の取得	9,337,933千円	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 自己株式の取得価格は、第三者による評価を勘案して決定しております。

(注2) 当社は株式会社野村総合研究所から、当事業年度中に同社保有の当社株式全部を自己株式として取得しております。これにより、同社は当社の関連当事者ではなくなりました。なお、議決権等の所有割合については、関連当事者でなくなる前の割合を記載しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田区	405 億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,353,765 千円	未払手数料	508,801 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めてあります。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及び  
ニューヨーク証券取引所に上場）  
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

## (1) 株当たり情報

第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		第18期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	
1株当たり純資産額	6,655,076円17銭	1株当たり純資産額	7,265,779円78銭
1株当たり当期純利益	447,788円11銭	1株当たり当期純利益	462,833円96銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	5,815,773千円	損益計算書上の当期純利益	4,926,705千円
普通株式に係る当期純利益	5,815,773千円	普通株式に係る当期純利益	4,926,705千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	- 千円	普通株主に帰属しない金額の主な内訳	- 千円
普通株式の期中平均株式数	12,987株	普通株式の期中平均株式数	10,644株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

## (重要な後発事象)

(当社と三菱UFJ投信株式会社との合併について)

当社と三菱UFJ投信株式会社は、平成27年4月30日に、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年6月開催の株主総会における承認を経て発生する予定です。

### 1. 合併の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

### 2. 合併の方法及び合併契約の要旨

#### (1) 合併効力発生日

平成27年7月1日

#### (2) 合併の方法

三菱UFJ投信株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸收合併方式により合併いたします。

#### (3) 合併後の社名（商号）

三菱UFJ国際投信株式会社

#### (4) 合併比率

当社の普通株式1株につき、三菱UFJ投信株式会社の普通株式10.0497株の割合をもって割当交付いたします。

### 3. 合併の相手会社の概要

商号	三菱UFJ投信株式会社
設立年月	昭和60年8月
本社所在地	東京都千代田区
代表者	取締役社長 金上 孝
資本金（注1）	20億円
営業収益（注2）	536.6億円
当期純利益（注2）	67.3億円
資産（注1）	649.6億円
負債（注1）	100.1億円
純資産（注1）	549.4億円
従業員数（注3）	433名

（注1）平成26年3月31日現在です。

（注2）平成26年3月期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）です。

（注3）平成27年3月31日現在です。

### （有価証券の売却について）

当社は、保有資産の有効活用を図るため、保有する有価証券の全部及び投資有価証券の一部を、平成27年5月14日までに売却いたしました。

平成28年3月期において、これに伴う売却益61,596千円を特別利益として、売却損26,222千円を特別損失として計上する予定です。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成27年9月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>（平成27年9月末現在）

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金 : 10,000百万円

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 投資顧問会社

名称	資本金の額(注1) 平成26年12月末現在	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	(注2) 453,300,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	2英ポンド	
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー	50万シンガポール・ドル	

(注1) 発行済み普通株式と払込資本の合計額。

(注2) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの資本金の額は平成25年12月末現在です。

## (3) 販売会社

名称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社清水銀行	8,670百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社東日本銀行	38,300百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社愛知銀行	18,000百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社第三銀行	37,461百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	12,690百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	12,252百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	7,007百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸八証券株式会社	3,751百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山和証券株式会社	585百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

## (2) 投資顧問会社

ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

## (3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成27年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.97%（107,855株）を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用することがあります。
- 2 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
  - (1)
    - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
    - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
    - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
  - (2)
    - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
    - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
    - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願ひいたします。）
  - (3) 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
  - (4) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。
  - (5) 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 3 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
  - (1) ファンドは、上場不動産投資信託など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
  - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
  - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
  - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
  - (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
  - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
  - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
  - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 4 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することができます。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 5 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。

- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、ホームページ等に掲載します。
- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」と称して使用する場合があります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月16日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樋口 誠之	印
--------------------	-------------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之	印
--------------------	-------------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月30日開催の取締役会において国際投信投資顧問株式会社と合併契約を締結することを決議し、同日、合併の効力発生日を平成27年7月1日とする合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月20日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（資産成長型）の平成26年12月11日から平成27年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（資産成長型）の平成27年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月9日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 弥永 めぐみ 印
--------------------	----------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 信之 印
--------------------	---------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社（旧社名：三菱UFJ投信株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社（旧社名：三菱UFJ投信株式会社）の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。